

令和3年度 第2回西条市地域公共交通活性化協議会

議題（書面決議）

【報告事項】

西条市地域公共交通活性化協議会委員の就任について（資料1ページ）

各機関・団体の役員改選等に伴い、以下の委員が新たに就任した。
なお、任期は、前任者の残任期間（令和4年3月31日まで）とする。

<委員>

機関・団体	新任		旧任	
	役職名	氏名	役職名	氏名
せとうち周桑バス株式会社	代表取締役	黒田 茂	取締役営業部長	秋山 健吾
西条市老人クラブ連合会	会長	塩出 博	会長	江原 哲治

【協議事項】

1 生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）の認可申請について（資料2ページ）

令和4年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の対象バス路線（2路線3系統）の運行に対し、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用するため、別添「生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）」（案）のとおり計画を定め、国土交通省四国運輸局に認可申請を行う。

○ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金について

過疎地域や山村振興地域等の交通不便地域から市街地の主要な鉄道駅やバス停等に接続する路線バスにおいて、利便性の向上を目的とした路線の見直しをはじめ、国が定める要件を満たした路線等で、生活交通確保維持改善計画に位置付けられたものについて、国から運行費の一部に対して補助を受けられる制度。

○ 計画対象路線について

- ・ せとうち周桑バス株式会社 保井野線（平成28年度より補助対象）

<これまでの取り組み>

平成27年10月1日 路線変更

- ・ 臼坂への延伸
- ・ 新たに産業道路を通して「周ちゃん広場」を経由

平成29年10月1日 運行回数・時刻変更

- ・ 周桑営業所から保井野集会所の1便目については、利用状況等から廃止

- ・ 瀬戸内運輸株式会社 西之川線（2系統）（平成28年度より補助対象）

<これまでの取り組み>

平成28年4月20日 路線変更

- ・ 伊予西条駅を起終点とした市街地循環的役割を担う路線とした。

令和3年4月1日 運行回数変更

- ・ 6:54 西之川発西条駅前行の便を日祝運休から土日祝運休に変更した。

○ これまでの補助実績

（単位：千円）

路線	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保井野線	4,952	4,002	2,375	3,431	4,020
西之川線	2,331	4,444	3,296	5,199	6,846
加茂線	1,344	2,587	1,952	2,531	4,107
合計	8,627	11,033	7,623	11,161	14,973

※ 市区町村毎の補助金交付額は、対象路線の補助対象経費の合計の1/2と、人口規模や各種計画策定状況に基づき算出された国庫補助上限額のいずれか少ない方の額で、西条市の場合は、後者にて算出している。

2 加茂地区デマンド型乗合タクシー（よりそいタクシー）の運行内容の変更について（資料12ページ）

現在、西条市加茂地区を運行しているデマンド型乗合タクシー（以下「加茂地区よりそいタクシー」という。）の運行について、地域からの要望等を踏まえ、利便性の向上を図るため、以下のとおり運行内容を変更する。

(1) 変更の概要（変更後の運行計画（案）は、別添資料のとおり。）

現在、午前便（加茂地区から西条市街地まで）と午後便（西条市街地から加茂地区まで）となっている運行ダイヤに加え、午前に西条市街地から加茂地区へ向かう便及び午後に加茂地区から西条市街地へ向かう便を設定する。

※ 現在、迎車時等に空車となっている区間で乗車ができるよう変更する。

(2) 地域からの要望内容

加茂地区内に田畑や所有家屋等があり、管理のために加茂地区に行きたいが、令和2年9月末に路線バス加茂線が廃止となったため、移動手段がタクシーしかない。現在、運行している加茂地区よりそいタクシーの運行時間に合わせて、午前の便で加茂地区に行き、午後の便で市街地に帰るという利用をしたい。

(3) 変更による効果

当初、加茂地区よりそいタクシーの利用対象者は、加茂地区に居住する者（加茂地区に空き家等を所有する者を含む。）を対象としていたが、変更を行うことで、市街地に居住する者が、加茂地区の空き家、空き地又は田畑等の管理若しくは介護等で加茂地区に行く際にも利用が可能となり、加茂地区との往来手段が確保されることで、地区の振興に寄与し、また、空き家対策及び耕作放棄地対策の一助になる。

(3) 運行事業者との協議状況

運行事業者各社と協議し、運行ダイヤの追加について承諾済み。

(4) 変更までのスケジュール

- 6月 本協議会にて運行内容の変更及び変更後の運行計画（案）について協議
- 7月 一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の変更届出書準備（運行事業者）
一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の変更届出書提出（運行事業者）
- 8月 新居地区旅客自動車協同組合との運行委託変更契約
地域住民等への周知
- 9月 運行開始